

社会福祉法人和孝福祉会役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和孝福祉会(以下「当法人」という。)定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めるとともに、定款第23条の規定に基づき、理事及び監事の報酬等の総額の範囲並びに報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めるほか、評議員、理事及び監事に対する費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、週3日以上勤務する者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、その名目の如何を問わず、法第45条の35第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 この法人の役員等に対し、役員等の職務遂行の対価として、その勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員に対し、職務遂行ごとに支給する報酬を支給する。
- (2) 評議員に対し、職務遂行ごとに支給する報酬を支給する。

2. この法人の職員を兼務し、職員給与を受給している理事に対しては、報酬等は支給しない。

(理事及び監事の報酬等の総額の範囲)

第4条 この法人の全理事の各年度の報酬等の総額は、60万円以内とする。

2. この法人の全監事の各年度の報酬等の総額は、20万円以内とする。

(非常勤役員及び評議員の職務遂行ごとに支給する報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する職務遂行ごとに支給する報酬の額は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、次のいずれかの方法により支給する。

- (1) 当該会議又は当該職務遂行の終了後遅滞なく、現金により支給する。
 - (2) 当該会議に出席し又は当該職務遂行に従事した月の翌月1日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その前の日のうちの最後に業務を行う日)に、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法により支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第7条 この法人の役員等が、別表第2の各号に掲げる役員等の区分に応じそれぞれ各号に定める職務遂行のほか、それぞれの職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事した場合は、その職務遂行に従事するために要した費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、出張を伴う旅費については、別表3の左欄に掲げる費目の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる席種、等級又は上限額を限度に費用弁償する。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるものとして理事会が認めた実費額については、費用弁償することができる。役員等が職務遂行のためにタクシーを利用した場合の費用についても同様とする。

4 この法人の職員を兼務し、職員給与を受給している理事に対しては、実費のうち、通勤手当等の職員給与により賄われる金額を超える部分に限り弁償する。

(出張中の事故)

第8条 役員等の出張中の負傷、疾病、天災、その他事故については、法人は、その責めを一切負わないものとする。ただし、この法人の職員を兼務する理事が、職員として出張した場合は、この限りでない。

(費用弁償の方法)

第9条 費用弁償は、費用の弁償の請求があった日から遅滞なく、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により、又は現金で支給する。

2 監事から、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第106条の規定による請求があったときは、前項の規定にかかわらず、同条の規定を遵守するものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則本規程は、平成25年4月1日から施行する。

改定:平成29年6月13日

改定:令和4年4月1日

改定:令和8年3月25日

別表 1（非常勤役員及び評議員の職務遂行ごとに支給する報酬）

(1) 理事

職務遂行	日額
理事会の決議事項について、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条及び定款第28条第2項の規定(以下「理事会の決議の省略を定める規定」という。)により同意又は不同意の意思表示をした場合	10,000 円
上記を除く他、理事の職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事するための出勤	10,000 円ただし、同日に上記の職務を行った場合は、合わせて 10,000 円

(2) 監事

職務遂行	日額
理事会のほか監事の職務遂行に必要な会議への出席	10,000円
理事会の決議の省略を定める規定により異議を述べ、又は異議のないことを表明した場合	10,000 円
上記を除く他、監事の職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事するための出勤	10,000 円ただし、同日に上記の職務を行った場合は、合わせて 10,000 円

(3) 評議員

職務遂行	日額
評議員会への出席	10,000 円
評議員会の目的である事項のうち決議事項について、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条及び定款第14条第4項の規定により同意又は不同意の意思表示をした場合	10,000 円ただし、同日に次項の同意又は不同意の意思表示を行った場合は、合わせて 10,000 円
理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条の規定により、当該	10,000 円ただし、同日に前項の同意又は不同意の意思表示を

事項を評議員会に報告することを要しないことにつき同意又は不同意の意思表示をしたとき	行った場合は、合わせて10,000円
上記を除く他、評議員の職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事するための出勤	10,000円ただし、同日に上記の職務を行った場合は、合わせて10,000円

別表2(費用弁償を行う役員等の職務遂行のうちの主なもの)

(1) 理事(理事長を含む。)

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における説明	法第45条の10
理事会における審議及び議決権の行使	法第45条の13第1項、定款第25条
他の理事の職務の執行の監督権の行使	法第45条の13第2項第2号、定款第26条第2号
理事会招集権の行使	法第45条の14第1項、第3項、定款第27条
法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実に係る報告	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第85条

(2) 理事長

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款第19条第2項
自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款第19条第3項
法人の代表権の行使	法第45条の17第1項、定款第19条第2項
理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款第26条ただし書き

(3) 監事

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における説明又は監事の報酬等に係る意見の陳述	法第45条の10、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第3項
監事の選任に関する評議員会の議題又は議案の提案権(理事に対する請求権)の行使	法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項
理事の職務の執行の監査	法第45条の18第1項、定款第20条第1項
理事及び職員からの法人の事業の報告の徴収並びに法人の業務及び財産の状況の調査	法第45条の18第2項、定款第20条第2項)
理事による不正の行為又は定款に違反し若しくは著しく不当な事実に係る報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条
理事会への出席及び意見の陳述並びに理事会の決議の省略を定める規定による異議の有無の表明	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条、定款第28条第2項
理事会招集権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項
理事提出による評議員会の議案等に係る事前調査及び報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第102条
理事の行為の差止請求権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第103条
社会福祉法人と理事との間の訴えにおける法人の代表権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第104条
計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録の監査	法第45条の28第1項、規則第2条の40第2項により準用される法第45条の28第1項、定款第34条第1項

情報の収集及び監査環境の整備	法第45条の18第1項、規則第2条の19第2項、第4項
----------------	-----------------------------

(4) 評議員

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における審議及び議決権の行使	法第45条の8第1項、定款第10条
評議員会の議題の提案権(理事に対する請求権)の行使	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第184条
評議員会の議案の提案権の行使	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第185条
評議員会招集権の行使	法第45条の9第5項
理事の行為の差止請求権の行使	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第88条第1項

別表3 宿泊を伴う旅費の上限額等

区分	上限	
車賃(バス)	普通席	
鉄道	新幹線	指定席(グリーン車を除く。)
	その他	普通席
船舶・航空機	普通席・エコノミー席	
宿泊料(室料、夕朝食費、サービス料及び付随する税の合計額とし、飲食を伴う会食費及び宿泊施設での娯楽費は費用弁償しない。)	一泊当たり 15,000 円	

以上